

# ◇◇◇◇◇ 「彩の国動物愛護推進員」を公募します！ ◇◇◇◇◇

埼玉県では、動物の愛護及び管理に関する法律第38条及び「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」17条の3の規定に基づき、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及啓発にボランティアとして積極的・自主的に御協力をいただく「彩の国動物愛護推進員」を募集します。

**【募集期間】** 令和6年9月1日(日)～同年11月30日(土)

**【活動内容】**

- ・動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性について、地域住民の理解を深めるための啓発活動
- ・地域住民の求めに応じた、繁殖制限措置に関する助言や譲渡仲介の支援など
- ・動物の愛護と適正飼養を推進するため県が行う施策への協力
- ・その他、動物の愛護と適正な飼養の推進のため県が必要と認めること

**【募集要領】** 埼玉県ホームページ、または各保健所（政令市・中核市を除く）、埼玉県動物指導センターの窓口を設置する募集要領をご覧ください。



埼玉県ホームページ

**問合せ**

埼玉県保健医療部 生活衛生課 総務・動物指導担当

☎048・830・3612 ✉a3600-09@pref.saitama.lg.jp

# ◇◇◇◇◇ 9月20日から26日は動物愛護週間です ◇◇◇◇◇

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、9月20日から26日までを「動物愛護週間」と定めています。

動物を飼うときは終生、愛情と責任を持って飼養しましょう。絶対に傷をつけたり、捨てたりしてはいけません。

- ①動物を飼う前に、最後まで愛情を持って飼養できるかを考えましょう。
- ②犬の散歩をするときはリードを付け、放さないようにしましょう。
- ③犬のフンは放置せず持ち帰りましょう。
- ④犬の首輪には鑑札と狂犬病の予防注射済票を必ず付けましょう。

なお、犬が逃げ出してしまった場合や迷子犬を保護していただいたときは、速やかに保健所・警察署にご連絡ください。

**問合せ**

秩父保健所 生活衛生・薬事担当

☎22・3824

20

町長コラム

「観光地長瀨」への想い



名勝及び天然記念物「長瀨」が国に指定されて12月9日で100年となります。

長瀨溪谷の美しさは以前から広く知れ渡っており、明治36年には長瀨遊船が始まったとの記録もあります。そしてこの年には、秩父鉄道寄居－波久礼間が開業しています。しかし波久礼から先は大変な難工事で資金が涸渇。そこで奮闘したのが渋沢栄一翁でした。おかげで明治44年金崎駅までの延伸、当時は宝登山駅と呼ばれていた駅名が長瀨駅になったのは大正12年の事でした。大正14年には観光協会の前身である長瀨保勝会が創立され「観光地長瀨」が形作られ、今日に至っています。改めて先人達のご労苦に敬意を表す次第です。

町と観光協会では100周年を記念して12月7日(土)に記念式典を開催する予定で、現在調整を進めています。会場と内容については追って広報ながとろ等でお知らせしますので、その節はぜひ多くの皆さんにご参加いただきたいと思います。さて観光の様子も時代とともに変化をしています。100年前は鉄道利用の客が多かったと思います。(大正5年宮沢賢治、大正13年徳富蘇峰等多くの文人墨客学者が来られたそうです)戦後の高度経済成長期はバスによる団体客、そして今は車や電車での個人旅行。土産を買うというよりも魅力的な物、コトを楽しむ傾向のようです。そんな中で少しずつ新しいお店が増えてきているのはとても良い兆しだと思います。先人から引き継いだ観光地長瀨を次に続く世代にバトンを渡す役目をしっかりと務めたいと願っています。感謝

「国の光を観る もって王に賣たるに利し」

中国「四書五経」の中の易経を出典とする。